平成２１年（フ）第３３４８号
愛知県春日井市高森台10丁目２番地３　11号棟502号室
債務者　今井　理恵
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３５９号
名古屋市昭和区村雲町８番15号　あかね荘Ｆ号
債務者　安藤　晴夫
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３７１号
愛知県弥富市又八３丁目108番地２　スペリア佐古木204
債務者　多賀谷政美
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５３１号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字八丁堀25番地１　フレスクーラーＢ201号
債務者　平野　千春（旧姓管井）
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５７２号
愛知県一宮市大和町妙興寺字仏供田23　サンハイツ201号、住民票上の住所愛知県一宮市小信中島字郷中3190番地１
債務者　松本　真史
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８９号
香川県観音寺市柞田町丙1451番地１
債務者　安藤やよい
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第１５７号
山形県鶴岡市城南町９番34―305号　県営城南アパート
債務者　小林　奈津
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１５９号
山形県鶴岡市平形字国分59番地１
債務者　本間　丈裕
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１６号
福島県喜多方市熱塩加納町宮川字堰下4754番地15
債務者　遠藤　恵子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第３５号
福島県喜多方市熱塩加納町宮川字堰下4754番地15
債務者　遠藤　隆雄
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第３６号
福島県喜多方市熱塩加納町宮川字堰下4754番地15
債務者　遠藤　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
福島県会津若松市本町11番27号　小沢荘１号、前住所福島県会津若松市御旗町１番１号新藤アパート３号
債務者　小椋　京子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字大坪72番地の１　県営住宅２棟４号
債務者　中村　成子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２２７号
福島県会津若松市東山町大字石山字院内247番地の１　レジデンスレンガ205号、前住所秋田県湯沢市杉沢新所字沢田１番地１　ファミリーハウスＩＧＡＲＡＳＨＩ―Ａ棟
債務者　長澤　敏美
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２２８号
福島県会津若松市東山町大字石山字院内247番地の１　レジデンスレンガ205号、前住所秋田県湯沢市杉沢新所字沢田１番地１　ファミリーハウスＩＧＡＲＡＳＨＩ―Ａ棟
債務者　長澤　雅代
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第７９７号
神奈川県厚木市山際877番地17
債務者　シルバ　ジュリオ　セザー（ＳＩＬＶＡ　ＪＵＬＩＯ　ＣＥＳＡＲ）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７９８号
神奈川県厚木市山際877番地17
債務者　シルバ　オチリア　アパレシダ　ウルフ（ＳＩＬＶＡ　ＯＴＩＬＩＡ　ＡＰＡＲＥＣＩＤＡ　ＷＯＬＦ）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部